明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約（二）　二
〔告示〕
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の効力発生に関する件（外務一八一）　三
○平成二十五年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（財務一六四）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一六二五）　三
○肥料の名称並びに生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同一六二六）　四
○肥料の登録が失効した件（同一六二七）　四
○肥料を登録した件（同一六二八）　四
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産関係　三六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、公文書等の管理に関する独立行政法人自動車事故対策機構、日本放送協会入札、公認会計士等の登録及び登録抹消、日本弁護士連合会公示送達関係　四五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四六
会社その他
会社決算公告　五三

本号で公布された法令のあらまし

◇所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約（条約第二号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避等を目的として日本国とクウェート国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税及び住民税、クウェートについては法人所得税、クウェート資本の法人の純利得からクウェート科学振興財団に支払われる分担金、クウェート資本の法人の純利得から国家予算を支援するために支払われる分担金、ザカート及びクウェート国民である使用人を支援するために課される税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の国内法上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得につき課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る配当については五パーセントを超えない税率により行われ、その他の配当については一〇パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われるが、政府等が取得する利子については源泉地国において課税を免除される。使用料に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われる。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産、不動産化体株式、破綻金融機関株式、恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の資産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者が勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内で行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一六条関係）

7　一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等が政府の職務の遂行につき支払う給料等の報酬及び退職年金に対しては、